様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2024年　10月　2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ　だいしほくえつふぃなんしゃるぐるーぷ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社　第四北越フィナンシャルグループ  （ふりがな）うえぐり　みちろう  （法人の場合）代表者の氏名　殖栗　道郎  住所　〒 ９５１－８０６６  新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1  法人番号 3110001033555  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | * 第四北越FG第三次中期経営計画 | | 公表日 | * 2024 年　4 月　1 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | * ホームページに掲載 * <https://www.dhfg.co.jp/company/plan/pdf/plan_240401.pdf>　（P3、P7、P11、P16） | | 記載内容抜粋 | * 当FGは、経営理念を実践し、金融・情報仲介機能の発揮による新たな価値の創造と、経営の効率化を進め、地域の発展に貢献し続けることで圧倒的に支持される金融・情報サービスグループを目指している。   ＜経営理念＞  私たちは信頼される金融グループとして、  皆さまの期待に応えるサービスを提供し、  地域社会の発展に貢献し続けます。  変化に果敢に挑戦し、新たな価値を創造します   * 人口減少・少子高齢化の進行やDXによる社会・産業構造の変化など、当FGを取り巻く経営環境を踏まえた「最重要経営課題（マテリアリティ）」（※）の解決に向けて、第三次中期経営計画において、グループ経営の深化・探索を進め、４つの基本戦略、Ⅰ「グループ総合力の発揮」、Ⅱ「生産性向上の追求」、Ⅲ「人的資本価値の向上」、Ⅳ「リスクマネジメントの深化」と、全戦略共通のテーマである「TSUBASAアライアンスの深化」に取り組んでいる。 * デジタル技術については、お客さまのUX向上に向けた非対面チャネルの機能拡充等において利活用していくほか、生産性向上に向けた自社の業務量削減においてもデジタル技術の利活用を推進していく。   （※）最重要経営課題（マテリアリティ）  ＜環境・社会課題＞  「(E)地域環境問題への積極的な取り組み」  「(S)地域・お客さまの課題解決を通じた  　　 地域経済・社会の活性化」  「(G)多様性の確保などガバナンスの充実による  ステークホルダーとの信頼関係の強化」  ＜財務的課題＞  「収益力の強化」「生産性の向上」  「健全性の維持・向上」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | * 中期経営計画の策定について取締役会にて承認済 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 第四北越FG第三次中期経営計画 2. 統合報告書 3. 2024年6月28日付プレスリリース   「本部組織の一部改正について」 | | 公表日 | 1. 2024 年　4 月　1 日 2. 2024 年　8 月　9 日 3. 2024 年　6 月　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | * ホームページに掲載  1. <https://www.dhfg.co.jp/company/plan/pdf/plan_240401.pdf>　（P16） 2. <https://www.dhfg.co.jp/financial/ir/disclo/pdf/tougouhoukoku202403.pdf>　　（P43～45） 3. <https://www.dhfg.co.jp/news/pdf/240628_001.pdf> | | 記載内容抜粋 | * 基本戦略Ⅱ「生産性向上の追求」において、「重要戦術⑤あらゆる接点におけるお客さま体験価値の向上」「重要戦術⑥グループ一体となった業務効率化の実現」を掲げ、DX実現に向けて取り組んでいる。 * 重要戦術⑤として、個人のお客さまに対しては、Webサービス「マイページ」、アプリバンキング「りとるばんく」、法人のお客さまに対しては、事業者向けポータルサイト「コネクトビズ」等、非対面チャネルの機能拡充に取り組むとともに、対面チャネルの最適化と連動性・一体性を向上させることで、お客さまのUX向上を図り、デジタル顧客数の増強を進めている。 * 重要戦術⑥として、業務量の半減などグループ一体での業務効率化の実現に向けて、DXの推進に取り組んでいる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | * 中期経営計画の策定について取締役会にて承認済 * 統合報告書の内容は、取締役会にて承認された方針に基づき、作成 * 本部組織の一部改正について取締役会より承認権限を委譲された経営会議にて承認済 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 統合報告書（P34、P49） 2. 2024年6月28日付プレスリリース「本部組織の一部改正について」 | | 記載内容抜粋 | * 生産性向上・DXに関してグループ一体での推進態勢を確立するため、「生産性向上・DX推進委員会」を新設し、FG経営企画部内に「生産性向上推進室」を設置。 * DXの推進やシステム内製力の強化に向けて、2023年にグループのシステム事業を再編。 * 「第四コンピューターサービス」を子銀行の「第四北越銀行」へ統合 * 「第四北越ITソリューションズ」を100％子会社化 * 地域商社「ブリッジにいがた」を連結子会社化 * 人材の育成・確保においては、IT・DX分野の高度化に対応するための外部トレーニー派遣の強化や、エキスパート制度（専門人財登用制度）を活用した専門人財キャリアへのモチベーション向上に取り組んでいる。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 第四北越FG第三次中期経営計画（P15～16） | | 記載内容抜粋 | * DX推進によりグループ一体で業務効率化を図り、コスト・事務量を削減し、捻出した経営資源を再配分することで対面・非対面チャネルにおけるDX投資等によりお客さま体験価値の向上・生産性向上を進めている。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | * 第四北越FG第三次中期経営計画 | | 公表日 | * 2024 年　4 月　1 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | * ホームページに掲載 * <https://www.dhfg.co.jp/company/plan/pdf/plan_240401.pdf>　（P9～10） | | 記載内容抜粋 | * 「財務的課題」に関する経営指標（2026年度計画）   連結当期純利益：270億円  連結OHR：61％台  連結ROE：5％以上  連結自己資本比率：10％以上  （補足）  UX向上を通じたデジタル顧客数増加等による収益の増強と、DX推進等によるコスト削減を図り、生産性向上を追求していくことで、上記経営指標を達成する   * 「環境・社会課題」に関する経営指標（2026年度目標）※DX関連指標のみ記載   DX・生産性向上支援件数：95件  デジタル顧客数：80万先 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | * 2024　年　6 月　4 日 | | 発信方法 | * 2024年3月期会社説明会において、決算内容および第三次中期経営計画の取り組みについて説明。ホームページに資料および動画等を掲載している。 * <https://webcast.net-ir.ne.jp/73272406/index.html> | | 発信内容 | * 「第四北越DXコンサルティングサービス」などの地域全体のDXに向けた取り組み。　（資料P31、動画16分01秒～） * DXの推進などによるグループ一体での業務効率化実現の取り組み。　（資料P36、動画18分52秒～） |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | * 2022　年　7 月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | * DX推進指標に関する自己診断結果を入力済。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | * 2018　年10 月頃　～ 　継続実施中 | | 実施内容 | * 当FGでは、サイバーセキュリティ管理に関する基本方針を定めた「サイバーセキュリティ管理規程」や、サイバー攻撃タイプ別の対応マニュアルを制定し、定期的な訓練を通じたサイバーセキュリティ事案の未然防止や予兆管理等を実施している。 * 管理体制としては、取締役会がサイバーセキュリティ管理に関する計画の策定を行った上で、取締役会および経営会議が所管部署からの報告を受け、必要な指示を行う体制としている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。